

平成21年12月25日  
号外第4号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（59・人事課）	1
---	---

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年十二月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第五十九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年秋田県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第一項に次の一号を加える。

五 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員

### 附 則

- 1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十三条の三の規定は、平成二十二年一月一日以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号